

### Ⅲ 本件放送における放送倫理違反

本件放送は、悪ふざけで作成された仮のテロップが、放送機器の誤操作によって送出され、その後の不手際もかさなって23秒間も放送されたというものである。これは、制作意図に基づいて制作される通常の番組とは言えないものの、この放送が、放射性物質による農産物の汚染が深刻な社会問題になっているさなかに、特定の地域の特定の銘柄米について、不謹慎な揶揄を加えた内容であったことには重大な問題がある。これが、名指しされた米作農家に風評被害の危険をおよぼすだけでなく、東日本大震災の被災者の感情を逆撫でにし、また一般の視聴者・市民の不安を煽るものであったことは明白と言わなければならない。

民放連とNHKが定めた「放送倫理基本綱領」は、放送の使命を「放送は、その活動を通じて、福祉の増進、文化の向上、教育・教養の進展、産業・経済の繁栄に役立ち、平和な社会の実現に寄与することを使命とする」としているが、本件放送は放送局が担うこの基本的使命に背くものである。

また基本綱領は「放送は、適正な言葉と映像を用いると同時に、品位ある表現を心がけるようつとめる」と定めているが、本件放送がこれに反していることも明らかである。